



令和4年12月19日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 西口 純生
藤本 弘

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第1号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の
162.5」を「12月に支給する場合には100分の1
67.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」
に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から
適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行
する。

(期末手当の内払)

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。